

## J B C I 利用料金規程

### 第1条（目的）

J B C I 利用料金規程（以下「本規程」といいます。）は、J B C I 利用規約第11条に基づき、一般財団法人建設物価調査会（以下「当会」といいます。）が提供する有料制インターネット建物価格情報サービス「J B C I」（以下「本サービス」といいます。）の利用料金について定めるものです。

ただし、当会との間で、本規定及び「J B C I 利用規約」の条項の追加または変更等を内容とする利用契約が別途に締結された場合は、それによることとします。

### 第2条（利用料金）

1. 本サービスをご利用いただくには、**利用者1人につき**下記の利用料金が必要になります。**複数の利用者で1つのライセンスを共有することはできません。**基本利用料によって、従量課金制コンテンツ「My建物シミュレーション」を除く、本サービスに実装されている機能がご利用いただけます。

基本利用料金	49,500円(税込)/年
【自動更新契約 特典】 基本利用料金	39,600円(税込)/年

※【自動更新契約 特典】は2年目以降、自動更新契約で継続してご利用いただく場合に適用

2. 「My建物シミュレーション」機能は従量課金制コンテンツであるため、基本利用料金の他に、下記の利用単価が発生します。

従量課金制とは、本サービスを利用した回数に応じて請求額が変わる料金制度です。

コース	利用単価
標準版	5,500円(税込)/建物
詳細版	16,500円(税込)/建物

### 第3条（利用料金の支払い）

1. 本サービスの基本利用料金は、年単位の定額制です。ライセンス購入により入金が確認できた場合に、基本利用料が支払われたものとみなします。

2. 「My建物シミュレーション」機能の利用料金は、従量課金制です。毎月末日に本規程第4条第3項に従い算定され、翌月の10営業日以内にご登録いただいた利用者に請求書を発送いたします。ただし、当該月に「My建物シミュレーション」機能を利用しなかった場合には請求書を送付いたしません。なお、振込の際の振込手数料は利用者の負担となります。

3. 前項に従い利用者に請求書を発送し、なんらかの理由により未達として判断された場合には、建設物価BookStoreにてJ B C I ライセンスをご購入された方にご連絡させていただく場合があります。

#### 4. 【自動更新契約 特典】料金について

(1) 本料金は、以下の条件をすべて満たした場合に適用されます。

- ①2年目以降、継続して利用いただけすること。
- ②ライセンス有効期限末の2か月前に自動更新契約を締結いただけすること。
- ③登録している利用者情報が正確で最新の状態に保たれていること。

- (2) 自動更新契約は、システム内の「ユーザーメニュー」>「ライセンス情報・更新」画面の「自動更新契約」(以下「自動更新契約設定」という)がライセンス有効期限末2か月前に「ON」状態になっていることで適用されます。
- また、利用者は、「ON」の状態を維持することにより、次期期間の契約締結および上記(1)事項の内容に対して承諾の意思を示したものとします。
- (3) 自動更新契約をご選択いただいた場合、ライセンス有効期限末の2か月前(以下「契約成立日」といいます。)の時点をもって、次期期間の利用契約が成立するものとします。
- 契約成立日以降、本サービスの利用規約に基づき請求書を発行・郵送いたします。
- (4) 新規契約および、契約更新がされると、自動更新契約設定が「ON」状態となります。
- 自動更新契約を望まない場合は、手動にて自動更新契約設定を「OFF」にしてください。

#### 第4条 (利用料金の算定)

- 通常契約(自動更新契約以外)は、利用者登録が完了した日(利用契約が締結された日)の翌月1日から1年間を契約単位とします。
- 自動更新契約の場合は、ライセンス有効期限末の翌日より1年間を契約単位とします。
- 「My建物シミュレーション」機能の利用料金は、毎月1日の0時から当月末日の24時までの1カ月間に、当該IDにて利用された「My建物シミュレーション」機能について、本規程第2条第2項にて定めたコース別の利用単価とその利用回数に応じて利用料金が算定されます。

#### 第5条 (支払いの遅延)

- 「基本利用料金」及び「My建物シミュレーション」機能の利用料金の請求に対し、指定期日までに入金が確認できなかった場合は、利用料金の延滞により再度請求書を発送します。
- 上記第1項の再請求に対して支払いがない場合は、相当の期間を定めて期日を指定し、その指定期日までに入金が確認できなかった場合は、本サービスの利用を制限もしくは停止し、または契約を解約する旨の督促状を送る場合があります。
- 上記第2項の督促に対し、指定日までの入金が確認できなかった場合は、JBCI利用規約第8条第2項に違反する行為として、JBCI利用規約第13条に基づき、本サービスの利用の制限、停止または利用契約の解約を行うことがあります。
- 利用料金の支払いが遅滞したときは、民法に定める法定利率により算定した遅延損害金を合わせて請求します。

##### 【遅延損害金の算出方法】

請求金額(※1) × 利率(※2) = 遅延損害金

※1:「基本利用料金」及び「My建物シミュレーション」機能の利用料金の未払総額

※2:年3% (民法404条に規定している法定利率)

利率は関係法令の改正により変更となる場合があります。

附則（平成 29 年 11 月 1 日 制定）

この規程は平成 29 年 11 月 1 日から施行します。

附則（平成 30 年 4 月 1 日 一部改正）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

附則（平成 30 年 8 月 2 日 一部改正）

この規程は平成 30 年 8 月 2 日から施行します。

附則（平成 31 年 4 月 1 日 改正）

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

附則（令和 3 年 10 月 1 日 改正）

この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行します。

附則（令和 7 年 12 月 23 日 改正）

1. (施行期日) この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

2. (経過措置) 改正後の利用料金(第 2 条)は、令和 8 年 4 月 1 日以降に販売されるライセンスより適用します。同日より前に販売されるライセンスについては、従前の例によります。

3. (準備行為) 本規定は、ライセンス有効期限が令和 8 年 3 月 31 日以降のライセンスに適用され、本規定の施行日前に行われた「自動更新契約設定」(第 3 条 4 項)は有効なものとして取り扱います。

---

改定履歴

平成30年4月1日 一部改正

「My建物シミュレーション」機能 β 版提供終了に伴う関連記述の削除

平成30年8月2日 一部改正 (事前告知日：平成30年5月14日)

第 3 条 3 項の追加

平成31年4月1日 一部改正 (事前告知日：平成31年1月15日)

第 2 条 1 項、第 3 条 改定

令和3年10月1日 一部改正 (事前告知日：令和3年8月11日)

第 1 条から第 5 条まで 改定

令和8年4月1日 一部改正 (事前告知日：令和7年12月23日)

第 2 条から第 5 条まで 改定